

仕 様 書

1 車種

軽自動車（ハイブリッド自動車）、4 または 5 ドア、4 人乗り

2 規格

- | | |
|-------------|--|
| (1) 種別 | ハイブリッド自動車 |
| (2) 総排気量 | 6 5 0 c c 以上 |
| (3) 全 長 | 3, 3 9 5 mm 以上 |
| (4) 全 幅 | 1, 4 7 5 mm 以上 |
| (5) 全 高 | 1, 4 7 0 mm 以上 1, 6 0 0 mm 以下 |
| (6) 駆動形式 | 4WD |
| (7) ミッション形式 | オートマチック |
| (8) 色 | ホワイト系又はシルバー系 |
| (9) 低公害車指定 | 平成 30 年度基準排出ガス 50%低減レベル以上かつ令和 12 年度燃費基準
+80%達成車 |

※ 導入車両は、新車（「初度検査年月」が、契約締結をした年月以降であること）とする。

3 装備（借受け期間中 1 台につき）

- (1) A B S
- (2) エアバック（運転・助手席）
- (3) エアコン
- (4) パワーステアリング
- (5) パワーウィンドウ
- (6) 集中ドアロック
- (7) キーレスエントリー
- (8) リヤワイパー
- (9) アクセサリソケット（12V）
- (10) AM/FMラジオ
- (11) 夏タイヤ及びスタッドレスタイヤ（必要に応じて交換）
- (12) スノーブレード（必要に応じて交換）
- (13) スペアタイヤまたは修理器具
- (14) スノーブラシ
- (15) スノーヘルパー 1 組
- (16) 洗車ブラシ
- (17) スペアキー 1 個
- (18) 標準工具一式
- (19) フロアマット
- (20) ドライブレコーダー（200 万画素以上、前方のみ、記録媒体付き）

4 借受け台数車両配置場所

16 台（中央区 2 台、北区 2 台、東区 2 台、白石区 2 台、厚別区 1 台、豊平区 2 台、清田区 1 台、南区 1 台、西区 2 台、手稲区 1 台）

- (1) 納車場所の詳細については、札幌市の指示に従うこと。
- (2) 契約期間中配置を変更する場合がある。

5 契約期間

令和 7 年（2025 年）2 月 3 日（月）～令和 10 年（2028 年）1 月 31 日（月）
なお、リース期間も同期間とする。

6 保険加入等

- (1) 当該車両の自動車損害賠償責任保険については、車両所有者の負担とする。

(2) 車両所有者は、以下の任意保険（年齢無制限）に加入しなければならない。

ア 対人保険 無制限

イ 対物保険 無制限（免責額なし）

ウ 搭乗者保険または人身傷害保険 1名につき、1,000万円以上

エ 自損事故傷害 1名につき、1,000万円以上

オ 無保険者傷害 1名につき、20,000万円以上

カ 車両保険 時価（免責額なし）

自損、盗難等においても札幌市の負担が一切ないもの（全損の場合を含む）。

キ 交通事故賠償関係示談サービス付

ク 公用車割引、フリート付のこと

(3) 任意保険証書の写しを車検証に添付すること

7 維持管理等

(1) メンテナンス契約とし、車両の維持管理に係る経費は、車両所有者の負担とする。ただし、燃料代及びパンク修理代は、札幌市の負担とする。

(2) ウィンドウォッシャー液については、常時、予備を各車両に搭載し、必要に応じ追加すること。

(3) 自然磨耗、故障等の修理は、札幌市の指示に従い常に良好な状態に保つこと。

(4) 車検、定期点検（最低6ヶ月毎）、修理等は確実にを行い、オイル等油脂類は十分に補充すること。

なお、メンテナンス工場への入庫及び(5)の代替車の引渡しは車両所有者が行うこと。

(5) 車検、定期点検、故障・事故による修理、車両盗難の際は、同等条件の代替車を用意すること。

(6) タイヤの保管については、車両所有者が行うこと。

(7) スタッドレスタイヤの組替えは、札幌市の指示に従い行うこと。スタッドレスタイヤの使用期間は新品から3年間を最長とし、当該期間に満たない場合でも安全走行に耐えない磨耗または劣化が認められる場合には交換を行うこと。

(8) 車庫証明等登録に係る事務については、車両所有者が行うこと。

(9) 車両配置の変更に伴う車両の移動及び車庫証明等登録に係る事務については、車両所有者が行うこと。ただし、事務等に係る経費は、札幌市の負担とする。

8 リース車両全損時の扱い

当該車両に係る契約は解除し、滅失分の台数、金額を減じたうえで改定契約を締結する。その際、途中解約に係る精算は一切行わない（過失の有無に関わらず）。

9 租税公課・リース料率変更時の取り扱い

リース期間中に租税公課（消費税及び地方税は除く）、リース料率に変更が生じた場合でもリース料金については一切変更を行わない。

10 走行距離

1台当たり年間5,000～10,000kmと想定されるが、これを超過した場合でもリース料の精算は一切行わない。

11 契約期間満了に伴う車両引き上げ時の状態確認

契約期間満了につき、車両を引き上げる際は、事前に札幌市及び車両所有者立ち合いにより、借受車両の外傷等の状態を確認すること。

12 その他

不明な点が生じた場合は、双方で協議するものとする。